

広島県生活衛生適正化審議会

日時 令和 8 年10月 7 日（水）14時00分～

場所 広島県庁北館第 2 会議室

広島県健康福祉局食品生活衛生課

資料一覧

○ 審議資料

【審議資料 1】	料金改定申請書（写し）	1
【審議資料 2】	一般公衆浴場の経営に関する調査について	2
《別紙 1》	一般公衆浴場経営実態調査結果に基づく入浴料金原価計算	3
《別紙 2》	【審査資料 別紙 1 の内訳】：令和 8 年度実施「令和 7 年自計調査」による推計	4
《別紙 3》	改正上限額（大人入浴料金）の算定根拠（検討）	5
[参 考]	令和 8 年推計の入浴料金原価の算定について	6
[根拠①]	広島市消費者物価指数（総務省統計局『小売物価統計調査』）	7
[根拠②]	一般公衆浴場燃料費の状況	8
【審議資料 3】	諮問料金の算定について	9
《別紙 1》	パターン別の改定影響額（年間収支過不足額）比較表	11

○ 参考資料

【参考資料 1】	広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の改定について	13
【参考資料 2】	広島県の一般公衆浴場入浴料金の推移	14
【参考資料 3】	全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧	15
【参考資料 4】	全国の一般公衆浴場入浴料金分布表（R8. 8. 1 現在）	18
【参考資料 5】	広島県の一般公衆浴場の施設数及び利用者数の推移	19
【参考資料 6】	一般公衆浴場に対する広島県の助成制度	20
【参考資料 7】	一般公衆浴場に対する広島県の助成状況	21
【参考資料 8】	関係法令等集	22

審 議 資 料

第 号	
-8.5.18	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

令和 8 年 5 月 18 日

広島県知事 様

広島県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 下井田 繁喜

料金改定申請書

入浴料金改定申請額を次のとおり申請します。

区 分	現 行	申請額	備 考
大人	500 円	550 円	12 歳以上の者
中人	200 円	250 円	6 歳以上 12 歳未満の者
小人	100 円	150 円	6 歳未満の者

(改定申請の理由)

現行料金は、令和 7 年 8 月 1 日から指定していただいたものでありますが、その後も経済情勢は依然不況、入浴利用者は年々減少の一途をたどっております。

加えて令和 4 年 1 月から現在まで原油高騰により燃料費・電気料等が急上昇、又、設備の老朽化によりその修繕費も増加し、浴場経営は益々悪化しており後継者不足となっております。

このため、浴場の廃業者も年々増加しておりますので入浴料金の最低限值上げ申請をせざるを得ず、料金の改定をお願いするものであります。

一般公衆浴場の経営に関する調査について

県では、一般公衆浴場の経営実態を把握するために、次の調査を行っている。

1 公衆浴場経営状況調査(自計調査)

基礎的な経営状況を把握するため、毎年、県内の全ての一般公衆浴場を対象として、営業日数、入浴料金収入、人件費、用水費、燃料費等について、アンケートにより実施している。

2 公衆浴場経営実態調査(実態調査)

昭和 38 年厚生省厚生事務次官通達に基づき、公衆浴場入浴料金最高統制額を改定する場合は、経営の実態調査を行うこととされていることから、自計調査で把握した、1 日あたり平均入浴者数、使用燃料、使用水、地域性等を考慮して隔年で中小企業診断士に委託して行っており、令和 7 年度にあっては 10 施設を選定して実施している。調査内容は、経営形態（法人・個人経営の別、土地・建物の所有状況、専業・兼業の別等）の確認、経理帳簿からの損益計算書の作成や資本報酬、建物再調達価額の確認等、経営状況を詳細に把握するもので、料金改定の基礎資料としている。

自計調査

対象：県内の全ての一般公衆浴場 32
 ※全 42 施設のうち休業中 10 施設を除いた数
 目的：基礎的な経営状況の把握
 内容：入浴料金収入、入浴者数／日、
 支出経費（人件費、用水費、燃料費）等
 調査方法：郵送によるアンケート方式

抽出

実態調査

対象：8～15 施設程度を選定 ※
 目的：経営状況の詳細を把握し、入浴料金
 改定の基礎資料とすること
 内容：経営形態、損益計算書、資本報酬、建
 物再調達価額等
 調査方法：中小企業診断士の対面聴取

※ 自計調査と実態調査について

- 実態調査については、広島県では 2 年に 1 回、地域性等を考慮し一部の一般公衆浴場を選択し調査を実施している。
- 自計調査は、基礎的な経営状況を把握するため、毎年県内の全ての一般公衆浴場を対象とし、調査内容を一部に限ってアンケート調査を実施している。

公衆浴場経営実態調査結果等に基づく入浴料金原価計算（9か所施設平均値）

総括表 9 施設平均

科目		令和3年度実施 （令和2年実態調査）		令和4年度実施 （令和3年自計調査）		令和5年度実施 （令和4年実態調査）		令和6年度実施 （令和5年自計調査）		令和7年度実施 （令和6年実態調査）		令和8年度実施 （令和7年自計調査）	
		450円(R元. 10. 1～)				480円(R4. 11. 1～)						500円(R7. 8. 1～)	
		金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
収入	1 入浴料金収入	13, 865, 766	1. 03	13, 553, 871	0. 96	13, 723, 952	1. 03	14, 394, 905	1. 05	16, 181, 061	1. 10	15, 392, 728	1. 00
	2 営業外収入	1, 415, 212	1. 28	658, 178	0. 61	1, 649, 574	3. 94	1, 548, 722	0. 96	1, 382, 474	0. 81	1, 058, 193	0. 71
合 計 （ A ）		15, 280, 978	1. 07	14, 212, 050	0. 91	15, 373, 526	1. 11	15, 943, 627	1. 01	17, 563, 535	1. 08	16, 450, 921	0. 99
～			Aに対する支出 の率		Aに対する支出 の率		Aに対する支出 の率		Aに対する支出 の率		Aに対する支出 の率		Aに対する支出 の率
支出	3 人件費	4, 280, 995	0. 29	3, 670, 113	0. 29	3, 859, 017	0. 26	4, 566, 745	0. 33	3, 784, 735	0. 21	4, 543, 449	0. 27
	4 用水費	666, 520	0. 05	637, 779	0. 06	640, 372	0. 05	662, 011	0. 06	953, 736	0. 07	698, 001	0. 06
	5 燃料費	1, 637, 128	0. 14	2, 094, 372	0. 21	2, 252, 148	0. 19	2, 281, 345	0. 20	1, 964, 561	0. 19	2, 073, 368	0. 19
	6 光熱費	2, 296, 188	0. 13	1, 848, 454	0. 13	2, 630, 849	0. 16	2, 313, 314	0. 16	1, 696, 310	0. 12	2, 170, 094	0. 14
	7 消耗品費	639, 055	0. 04	583, 778	0. 04	812, 733	0. 04	696, 133	0. 04	767, 059	0. 04	738, 214	0. 04
	8 修繕費	802, 029	0. 05	638, 048	0. 05	777, 733	0. 05	766, 904	0. 05	913, 537	0. 06	817, 086	0. 05
	9 賃借料	741, 452	0. 06	965, 813	0. 07	709, 390	0. 05	928, 774	0. 08	796, 398	0. 07	849, 571	0. 06
	10 備品費	283, 117	0. 02	80, 337	0. 01	21, 894	0. 00	118, 441	0. 01	437, 803	0. 02	192, 089	0. 01
	11 保険料	398, 739	0. 03	373, 823	0. 03	363, 350	0. 03	383, 473	0. 03	510, 014	0. 03	402, 263	0. 03
	12 公租公課	596, 627	0. 03	565, 728	0. 04	588, 860	0. 03	661, 595	0. 03	692, 216	0. 04	654, 666	0. 04
	13 減価償却費	2, 210, 349	0. 13	1, 798, 691	0. 12	1, 644, 667	0. 10	2, 076, 815	0. 11	1, 984, 354	0. 10	2, 080, 136	0. 11
	14 支払利息	593, 336	0. 04	464, 125	0. 04	468, 259	0. 03	528, 043	0. 04	444, 996	0. 03	512, 289	0. 04
	15 会費・交際費	104, 287	0. 01	87, 420	0. 01	91, 987	0. 01	86, 418	0. 01	156, 625	0. 01	105, 677	0. 01
	16 その他諸経費	1, 381, 069	0. 08	1, 248, 230	0. 08	1, 419, 406	0. 09	1, 399, 822	0. 08	2, 161, 360	0. 11	1, 608, 819	0. 09
合 計 （ B ）		16, 630, 890	1. 11	15, 056, 711	1. 16	16, 280, 663	1. 11	17, 469, 832	1. 21	17, 263, 705	1. 10	17, 445, 720	1. 14
収支差引（A）－（B）		▲ 1, 349, 912	▲ 0. 09	▲ 844, 662	▲ 0. 06	▲ 907, 137	▲ 0. 06	▲ 1, 526, 205	▲ 0. 10	299, 830	0. 02	▲ 994, 799	▲ 0. 06
その他	17 資本報酬	95, 622		42, 857		42, 857		42, 857		964, 639		964, 639	
	18 建物再調達費	831, 364		1, 006, 032		1, 006, 032		1, 006, 032		725, 344		725, 344	
過 不 足 額		▲ 2, 276, 898		▲ 1, 893, 551		▲ 1, 956, 026		▲ 2, 575, 094		▲ 1, 390, 152		▲ 2, 684, 781	

利用人数（大人）

98

79

92

87

99

93

※ 令和8年度の「17資本報酬及び18建物再調達費」は令和7年度実績調査の金額とした。

※この資料は過去の状況を確認する資料です

審議資料2 別紙1

【審議資料 2 別紙 1 の内訳】：令和 8 年度実施「令和 7 年自計調査」による推計

科目	事業者	A	B	C	D	E	F	G	H	I	平均
収入	1 入浴料金収入	10,817,700	5,078,852	31,236,540	4,464,114	13,776,300	28,000,000	9,021,688	18,377,307	17,762,049	15,392,728
	2 営業外収入	231,000	344,520	2,930,000	0	2,741,500	1,000,000	55,412	0	2,221,306	1,058,193
	合 計 (A)	11,048,700	5,423,372	34,166,540	4,464,114	16,517,800	29,000,000	9,077,100	18,377,307	19,983,355	16,450,921
支出	3 人 件 費	2,800,000	3,223,250	8,286,000	240,000	1,200,000	10,000,000	1,680,000	6,200,000	7,261,788	4,543,449
	4 用 水 費	428,000	415,656	1,144,206	439,085	880,757	600,000	1,054,303	900,000	420,000	698,001
	5 燃 料 費	1,665,400	1,541,650	3,985,000	2,048,475	1,297,000	650,000	3,422,785	3,500,000	550,000	2,073,368
	6 光 熱 費	1,573,785	508,472	4,011,964	967,235	1,310,551	2,868,099	1,716,320	3,858,397	2,716,026	2,170,094
	7 消 耗 品 費	186,724	209,296	2,613,198	151,447	516,238	1,303,896	408,273	480,889	773,967	738,214
	8 修 繕 費	631,488	242,540	919,416	212,407	674,274	672,129	455,119	1,171,916	2,374,481	817,086
	9 賃 借 料	1,822,062	510,460	2,015,782	371,208	2,198,217	419,803	307,507	1,103	0	849,571
	10 備 品 費	0	74,599	0	0	425,584	334,766	173,120	720,730	0	192,089
	11 保 険 料	208,153	45,512	854,620	343,808	907,778	865,222	126,814	134,431	134,028	402,263
	12 公 租 公 課	58,139	147,811	385,551	135,475	853,887	1,739,344	87,758	1,342,314	1,141,714	654,666
	13 減 価 償 却 費	577,357	95,859	3,523,101	1,062,752	1,354,699	7,257,647	328,135	2,531,629	1,990,041	2,080,136
	14 支 払 利 息	2,942	61,209	817,379	394,512	772,035	1,466,200	667,875	0	428,449	512,289
	15 会費・交際費	55,836	71,740	110,208	82,651	171,931	143,433	40,053	55,292	219,946	105,677
	16 その他諸経費	858,705	376,221	5,292,557	461,702	957,267	2,373,067	654,500	601,642	2,903,705	1,608,819
	合 計 (B)	10,868,591	7,524,273	33,958,983	6,910,758	13,520,217	30,693,606	11,122,561	21,498,343	20,914,145	17,445,720
収支差引 (A) - (B)		180,109	▲ 2,100,901	207,557	▲ 2,446,644	2,997,583	▲ 1,693,606	▲ 2,045,461	▲ 3,121,036	▲ 930,790	▲ 994,799
	17 資 本 報 酬	2,004,996	▲ 719,007				▲ 2,222,994	▲ 1,011,589	7,713,646	22,779	964,639
	18 建物再調達費	509,053	18,433		415,400	0	1,155,961	1,601,782	547,486	1,554,633	725,344
過 不 足 額		▲ 2,333,940	▲ 1,400,327	207,557	▲ 2,862,044	2,997,583	▲ 626,573	▲ 2,635,654	▲ 11,382,168	▲ 2,508,202	▲ 2,684,781

※ 過去の実績からの推計

※ 17 資本報酬、18 建物再調達費については、令和 7 年度実態調査の金額を計上

※この資料は現状を踏まえ今後の状況を検討するための資料です

審議資料2 別紙3

改定上限額（大人入浴料金）の算定根拠（検討）

R8. 8. 18検討

科目		令和8年度実施 (令和7年自計調査)	令和8年推計	備考
		金額	金額	
収 入	1 入 浴 料 金 収 入	15,392,728	15,392,728	前年並み
	2 営 業 外 収 入	1,058,193	1,058,193	前年並み
	合 計 (A)	16,450,921	16,450,921	
支 出	3 人 件 費	4,543,449	4,543,449	前年並み
	4 用 水 費	698,001	681,249	広島市消費者物価指数2.4%減
	5 燃 料 費	2,073,368	2,436,207	A重油（共同購入17.5%増）
	6 光 熱 費	2,170,094	2,118,012	広島市消費者物価指数2.4%減
	7 消 耗 品 費	738,214	756,670	広島市消費者物価指数2.5%増
	8 修 繕 費	817,086	864,476	広島市消費者物価指数5.8%増
	9 賃 借 料	849,571	861,465	広島市消費者物価指数1.4%増
	10 備 品 費	192,089	192,089	前年並み
	11 保 険 料	402,263	402,263	前年並み
	12 公 租 公 課	654,666	654,666	前年並み
	13 減 価 償 却 費	2,080,136	2,080,136	前年並み
	14 支 払 利 息	512,289	512,289	前年並み
	15 会 費 ・ 交 際 費	105,677	105,677	前年並み
	16 そ の 他 諸 経 費	1,608,819	1,649,039	広島市消費者物価指数2.5%増
	合 計 (B)	17,445,720	17,857,685	
収支差引 (A) - (B)		▲ 994,799	▲ 1,406,765	
	17 資 本 報 酬	964,639	964,639	前年並み
	18 建 物 再 調 達 費	725,344	725,344	前年並み
過 不 足 額		▲ 2,684,781	▲ 3,096,747	

（参考1） 令和8年度実施（令和7年自計調査）の数値について

- ・広島県では、2年に1回の実態調査（収入・支出1～16の現地調査）と自計調査（収入・支出1～5のアンケート調査）を実施。
- ・6～16の支出額は過去の実態調査から推計した額で算出

（参考2） 令和8年推計について

- ・令和8年度実施（令和7年自計調査）の数値を基に、備考の要因を考慮し算出

令和 8 年推計の入浴料金原価の算定について

令和 7 年度公衆浴場経営実態調査（以下「実態調査」という。）で得られた令和 6 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の収支状況を基礎とし、令和 8 年度実施の令和 7 年自計調査（以下「令和 7 年自計調査」という。）で得られた科目を実績値として令和 7 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の収入支出状況を試算し、次のとおり入浴料金原価を算定した。なお、適正な原価を算定するため、科目ごとにかかっている費用が平均から大きく乖離している施設は除いている。

1 収入

入浴料金に変更がなかったため、令和 7 年自計調査どおりとした。

2 人件費

県内の賃金・労働時間及び雇用状況を把握するための調査「産業別賃金指数」を基にその年の賃上げ率を用いて賃金増加の推計を検討したが、令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月（直近 1 年）の値が、令和 2 年度の実績を 100 とした場合、94～122 の間を毎月変化していた。また、個人企業経済調査を確認したが、浴場業の際の個人事業者及び家族に関する給与データに調査数値がなかったため、前年度の額をそのまま用いることとした。

3 用水費

広島市の消費者物価指数（総務省統計局「小売物価統計調査」）の「光熱・水道」の項目を参考として、令和 7 年 7 月から令和 8 年 6 月（直近 1 年）の平均ポイントが増減したものとして推計した。

4 燃料費

令和 7 年自計調査で見ると、有効回答 9 施設中 8 施設（89%）が重油を使用しており、公衆浴場の経費において燃料費は大きなウェイトを占める。

重油価格は、世界政治情勢や為替相場の影響を受けて変動し、ここ数年大きく変動している。

組合では、重油の共同仕入れをするなど、低価で購入するための努力をされているが、この傾向は、資源エネルギー庁「石油商品価格調査」等でも同様である。

このことから、組合の重油購入価格の推移により、令和 7 年に対する伸び率を算出した。

⇒ 17.5%の増

5 光熱費、消耗品費、修繕費、賃借料、及びその他諸経費

広島市の消費者物価指数（総務省統計局「小売物価統計調査」）の令和 7 年平均値に対する令和 8 年（直近 1 年）の平均値の伸び率を用いた。

⇒ 光 熱 費：2.4%の減

消 耗 品 費：2.5%の増

修 繕 費：5.8%の増

賃借料（家賃）：1.4%の増

そ の 他 諸 経 費：2.5%の増

6 備品費、保険料、公租公課、減価償却費、支払利息、会費・交際費及び資本報酬及び建物再調達費

令和 7 年自計調査どおりとした。

【参考】

○ 資本報酬

公衆浴場の事業に投じている資本から、本来得られるべき果実分。昭和 48 年、厚生労働省（当時厚生省）が自己資本合計の 10%を計上するよう通知している。（株主配当と同様の性格のもの）

○ 建物再調達費

公衆浴場の建物に係る固定資産を、再度調達するために要する費用。建物及びその従物（機械や設備等）の残存価額の 5%を計上するよう、昭和 48 年、厚生労働省（当時厚生省）が通知している。（引当金と同様の性格のもの）

広島市消費者物価指数（総務省統計局『小売物価統計調査』）

令和2年=100

【科目：4用水費、6光熱費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
光熱・水道	令和7年指数	115.1	108.8	110.3	113.2	116.6	116.0	114.7	109.5	107.9	107.9	112.7	112.6	112.11
	令和8年指数	112.7	101.6	103.0	110.6	114.5	115.0	昨年度の前年同月比を推計値とする。						109.57
	前年同月比	▲ 2.4	▲ 7.2	▲ 7.3	▲ 2.6	▲ 2.1	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 5.5	0.6	0.4	1.7	▲ 2.5	▲ 2.4

【科目：7消耗品費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
家庭用消耗品	令和7年指数	121.8	120.9	120.5	121.0	120.6	121.0	122.3	123.5	123.9	124.1	122.2	123.0	122.1
	令和8年指数	125.1	124.5	122.7	123.7	124.6	124.4	昨年度の前年同月比を推計値とする。						124.2
	前年同月比	3.3	3.6	2.2	2.7	4.0	3.4	3.8	3.0	2.3	2.0	▲ 0.5	0.4	2.5

【科目：8修繕費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
修繕費	令和7年指数	116.8	117.2	117.2	118.9	119.1	119.1	120.5	122.8	122.0	121.7	121.5	121.8	119.9
	令和8年指数	121.8	121.1	121.1	121.5	128.9	129.5	昨年度の前年同月比を推計値とする。						124.0
	前年同月比	5.0	3.9	3.9	2.6	9.8	10.4	5.3	6.2	5.1	7.2	6.2	4.5	5.8

【科目：9賃借料】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
住居 （家賃を含む）	令和7年指数	104.3	104.3	104.4	104.9	104.9	105.0	105.3	105.6	105.5	105.5	105.5	105.6	105.1
	令和8年指数	105.5	105.6	105.8	105.6	106.4	106.4	昨年度の前年同月比を推計値とする。						105.9
	前年同月比	1.2	1.3	1.4	0.7	1.5	1.4	1.4	1.5	1.4	1.8	1.5	1.2	1.4

【科目：16その他諸経費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
諸雑費	令和7年指数	105.8	105.7	106.2	106.1	106.1	106.2	106.5	106.6	106.9	107.2	107.1	108.0	106.5
	令和8年指数	108.6	108.5	108.8	110.2	110.0	110.2	昨年度の前年同月比を推計値とする。						109.4
	前年同月比	2.8	2.8	2.6	4.1	3.9	4.0	1.3	1.4	1.7	1.8	1.6	2.3	2.5

1 国の販売状況

A重油価格推移（小型ローリー）

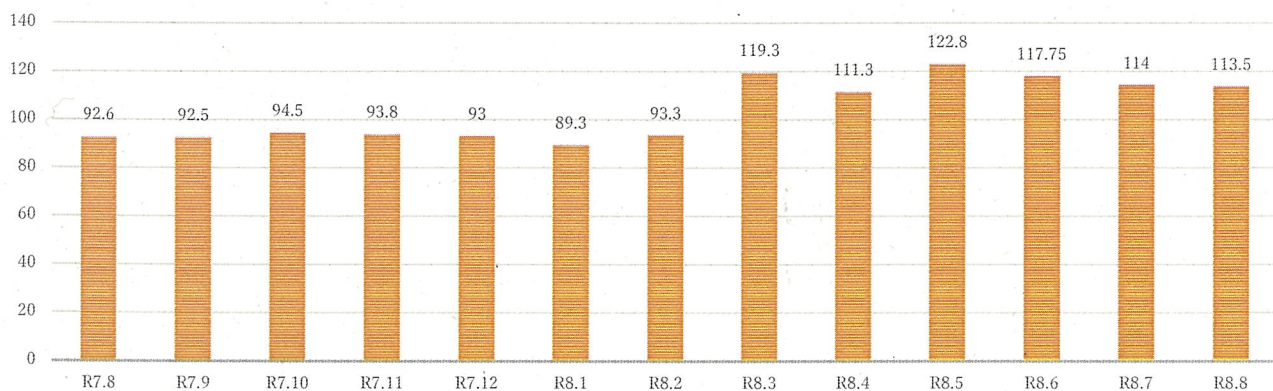
単位：円/L

局別	全国平均	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州及び沖縄
R5.1	97.5	98.8	96.6	95.6	95.3	97.8	100.7	97.0	99.7
R6.1	103.1	103.5	103.0	101.1	100.8	103.6	106.1	101.7	105.7
R7.1	110.1	111.1	111.1	107.7	107.0	109.3	113.8	111.4	112.3
2	111.3	113.3	112.1	108.3	108.4	110.7	114.9	112.3	113.8
3	112.7	114.9	113.5	110.5	109.8	111.9	115.9	112.5	115.5
4	113.2	115.8	113.8	111.0	109.8	113.1	116.4	112.9	115.4
5	108.9	111.5	109.4	106.4	105.4	109.3	111.6	108.6	111.8
6	106.8	109.8	106.5	104.4	102.8	106.5	109.3	107.6	110.1
7	108.5	111.1	108.7	106.7	105.2	108.3	110.9	108.4	110.7
8	109.1	111.1	109.0	107.4	105.6	108.8	112.1	109.0	111.7
9	109.6	111.9	109.6	108.1	106.1	109.7	112.0	109.3	111.8
10	109.2	111.8	109.0	107.2	106.6	109.3	111.6	109.5	111.0
11	109.1	111.5	109.7	106.9	106.1	109.3	110.8	109.4	111.4
12	107.8	110.7	108.0	105.7	105.6	107.8	109.6	107.8	109.8
R8.1	106.7	109.6	106.7	104.4	104.3	107.0	108.3	106.7	109.0
2	108.6	110.7	109.6	107.0	106.1	108.4	109.7	108.6	110.7
3	131.6	129.0	135.4	128.7	130.4	135.6	132.0	136.4	128.9
4	139.0	136.0	140.0	138.1	135.2	145.8	137.4	144.0	136.4
5	139.1	136.3	139.9	137.2	138.3	144.2	135.7	144.1	138.0
6	134.7	134.3	134.8	132.4	133.0	137.4	132.6	140.1	136.0

※消費税を除く

2 共同購入による価格状況

重油購入価格推移（1ℓ当たり：円）



重油購入価格推移

1リットル当たりの金額（円）

		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平均
		上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	
令和4年	A社	79	84	87	88	90	91	89	87	87	85	82	88	80	83	80	81	80	81	81	83	82	82	82	82	
	B社	78	86	85	87	91	91	88	86	84	84	82	88	85	83	83	82	84	80	80	82	82	80	80	79	
	平均	81.8		86.8		90.8		87.5		85.0		85.0		82.8		81.5		81.3		81.5		81.3		80.5		83.8
令和5年	A社	81	80	81	81	80	81	80	81	80	80	82	84	86	88	91	97	99	90	87	80	83	83	85	86	
	B社	80	80	79	79	80	80	81	81	81	81	82	84	88	89	93	98	104	90	87	82	82	83	85	85	
	平均	80.0		79.9		80.3		80.6		80.3		82.9		87.6		94.8		95.8		84.0		82.8		85.3		84.5
令和6年	A社	88	88	86	86	86	86	89	88	87	88	88	88	89	88	83	84	84	86	87	87	86	87	89	93	
	B社	86	85	84	85	86	86	87	87	86	86	86	86	88	86	85	85	85	87	87	86	85	85	88	92	
	平均	86.8		85.3		86.0		87.5		86.8		86.8		87.8		84.3		85.3		86.6		85.8		90.1		86.6
令和7年	A社	92	96	94	94	95	98	98	98	96	96	89	89	97	94	96	95	94	96	96	96	95	95	94	93	
	B社	92	96	94	95	96	98	98	94	94	91	86	90	94	92	90	89	89	91	93	93	93	93	93	92	
	平均	93.6		94.0		96.5		97.0		94.3		88.5		94.3		92.6		92.5		94.5		93.8		93.0		93.7
令和8年	A社	90	89	95	95	97	127	107	113	120	120	118	115	115	115	114	114									
	B社	88	91	91	93	127	126	108	117	125	126	120	118	113	113	113	113									
	平均	89.3		93.3		119.3		111.3		122.8		117.8		114.0		113.5										110.1

前回の改正以降

※ 令和7年の重油購入価格の平均値に比べ、令和8年（1月～8月）期平均値においては、17.5%の増加額だった

諮問料金の算定について

1 入浴料金原価の算定について

令和 7 年度公衆浴場経営実態調査で得られた、令和 6 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日値（収支状況）を基礎とし、令和 8 年度公衆浴場自計調査から令和 7 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の収支状況を推計した値（収支状況）に対して、重油価格の変動、物価の上昇等を変動要因として勘案し、令和 8 年の入浴料金原価となる値（収支状況）の試算をした。（審議資料 2 別紙 3 参照）

2 所要改定率による諮問料金の算定について

令和 8 年推計値における、不足額 3,096,747 円を入浴料金収入で補うこととし、入浴料金収入額 15,392,728 円で除して収支を均衡するための所要改定率は、20.1%増であった。

(1) 不足額からみる入浴料金改定額の試算

現行の入浴者区分の入浴料金に所要改定率(20.1%)を乗じると次のとおりとなる。

大人 600.5 円、中人 240.2 円、小人 120.1 円

(現行 大人 500 円、中人 200 円、小人 100 円)

(2) 1 日あたりの利用者割合からみる年間収支過不足額の試算

入浴区分構成は大人 95.1%、中人 3.1%、小人 1.8%（平成 5 年度自計調査）である。、令和 7 年の 1 日平均入浴者数は 93 人であることから、1 日の入浴者は大人 88.4 人、中人 2.9 人、小人 1.7 人となる。

公衆浴場入浴者の 9 割超は大人であることを踏まえ、中人、小人の入浴料金をどう設定することが適当であるかを踏まえ検討する必要がある、パターン別の改定影響額（年間収支可不足額）を比較するため、4 通りの試算を行った。

組合申請額を踏まえ、大人 550 円、中人 250 円、小人 150 円とする（パターン①）を作成した。収支を均衡させる場合として、現行料金に所要改定率（20.1%）を乗じ、大人 600 円、中人 240 円、小人 120 円とする（パターン②）を作成した。

他都道府県の入浴料金を鑑みると、大人 600 円となると全国トップの東京都及び大阪府と同額となること、中人で 200 円、小人で 100 円を超えているのは神奈川県のみ（参考資料 4 参照）であることから、組合申請額のうち、小人の改定額を+20 円に抑制し、大人 550 円、中人 250 円、小人 120 円とする（パターン③）、及び組合申請額のうち、中人、小人を据え置き、大人 550 円、中人 200 円、小人 100 円とする（パターン④）を作成した。

収支を均衡させるためには、差額はそれぞれ▲1,504 千円（パターン①）、±0 千円（パターン②）、▲1,522 千円（パターン③）、▲1,583 千円（パターン④）となるが、（パターン②）を除いては所要改定率に基づき試算した料金から不足額が生じる。（審査資料 3 別紙 1 参照）

3 諮問料金の検討

昨年度から 2 年連続の改定となるが（審査資料 3 別紙 1 参照）、昨年度の答申で令和 8 年度の早い時期に再度審議会の開催が図られるよう検討することとされている。

2 の所要改定率による諮問料金の算定からすると、パターン②を諮問することが適当であると考えられるが、公衆浴場の経営の安定と住民の公衆浴場の利用機会の確保のために適正な入浴料金として組合申請料金（パターン①）を諮問料金とした。

1 パターン別の改定影響額（年間収支過不足額）比較表

入浴者区分 パターン	大人 [88.4 人/日] 入浴料金	中人 [2.9 人/日] 入浴料金 (大人料金と の比率)	小人 [1.7 人/日] 入浴料金 (大人料金と の比率)	年間収支 過不足額 《見込み》
【パターン①】 組合申請額どおりの場合	550 円	250 円 (0.45)	150 円 (0.27)	▲1,504 千円
【パターン②】 収支を均衡させる場合	600 円	240 円 (0.40)	120 円 (0.20)	± 0 千円
【パターン③】 組合申請額のうち、小人の 改定額を+20 円に抑制する 場合	550 円	250 円 (0.45)	120 円 (0.22)	▲1,522 千円
【パターン④】 組合申請額のうち、中人及 び小人を据え置く場合	550 円	200 円 (0.36)	100 円 (0.18)	▲1,583 千円
現行どおりの場合 ※別紙 2 「年間収支試算表」 参照	500 円	200 円 (0.40)	100 円 (0.20)	▲3,097 千円

（注）パターン②（収支を均衡させる場合）は、入浴料金を円未満切り捨て処理したもの。

2 広島県の公衆浴場料金の推移

H27. 9. 1	大人 430 円	中人 150 円	小人 70 円
R 元. 9. 1	大人 450 円	中人 200 円	小人 100 円
R 4. 11. 1	大人 480 円	中人 200 円	小人 100 円
R 7. 8. 1	大人 500 円	中人 200 円	小人 100 円

参 考 資 料

広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の改定について

1 広島県生活衛生適正化審議会

(1) 目的

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

(2) 組織

ア 委員数 14 名

イ 構成員

(ア) 学識経験のある者

(イ) 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

(ウ) 利用者又は消費者の意見を代表する者

(3) 審議内容

ア 適正化規程の認可に関する処分

イ 適正化規程の変更命令又は取消処分

ウ 事業活動の改善の勧告

エ 一般公衆浴場の入浴料金

2 一般公衆浴場入浴料金の指定について

(1) 一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事がその上限を指定する。

(2) 知事はこの指定を行う前に、広島県生活衛生適正化審議会へ諮問し、審議会からの答申を受けて料金の上限額を指定する。

(3) 入浴料金の区分

入浴料金は、年齢により次のとおり区分されている。

大人 12 歳以上

中人 6 歳以上 12 歳未満

小人 6 歳未満

(4) 指定の効果等

広島県内の全ての一般公衆浴場の入浴料金について適用される。

公衆浴場は「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に区分され、一般公衆浴場とは、利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な施設として利用されるものであり、いわゆる「銭湯」である。

広島県の一般公衆浴場入浴料金の推移

(単位:円)

区別 施行日	大人 (12歳以上)		中人 (6歳～11歳)		中人 率 (※)	小人 (6歳未満)		小人 率 (※)	洗髪料 (12歳以上) 全域
	A地区	B地区	A地区	B地区		A地区	B地区		
S 41. 8. 1	27	25	17	15	0.63	10	10	0.37	(5)
43. 8. 20	32	30	17	15	0.53	10	10	0.31	(5)
46. 1. 10	36	34	20	18	0.56	10	10	0.28	(5)
47. 7. 1	40	38	20	18	0.50	10	10	0.25	(5)
48. 1. 1	48	46	20	18	0.42	10	10	0.21	(5)
48. 12. 1	50	50	20	18	0.40	10	10	0.20	(5)
49. 1. 16	65		30		0.46	15		0.23	(10)
49. 6. 15	80		40		0.50	20		0.25	(10)
50. 6. 20	95		50		0.53	30		0.32	20
51. 5. 11	115		50		0.43	30		0.26	25
52. 6. 1	135		60		0.44	40		0.30	30
53. 7. 15	145		60		0.41	40		0.28	30
54. 7. 20	150		70		0.47	40		0.27	40
55. 2. 1	170		70		0.41	40		0.24	40
55. 8. 23	180		80		0.44	50		0.28	40
56. 8. 5	190		90		0.47	50		0.26	40
57. 8. 1	200		100		0.50	50		0.25	40
59. 3. 1	210		100		0.48	50		0.24	40
61. 3. 1	220		100		0.45	50		0.23	40
63. 3. 1	230		100		0.43	50		0.22	40
H 元. 6. 20	240		100		0.42	50		0.21	40
3. 11. 1	270		100		0.37	50		0.19	30
6. 2. 1	300		120		0.40	60		0.20	—
8. 3. 3	330		150		0.45	70		0.21	—
11. 12. 1	350		150		0.43	70		0.20	—
17. 12. 5	370		150		0.41	70		0.19	—
20. 1. 1	400		150		0.38	70		0.18	—
27. 9. 1	430		150		0.35	70		0.16	—
R 元. 10. 1	450		200		0.44	100		0.22	—
4. 11. 1	480		200		0.42	100		0.21	—
7. 8. 1	500		200		0.40	100		0.20	—

※大人料金を1とした時の、中人和小人料金の比率(地区はA地区)

注1 A地区は広島市、呉市、福山市、三原市、尾道市などの都市部

B地区はA地区以外の地域

2 洗髪料のうち、()内は女性のみの金額

全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧（大人）

No	都道府県名	一般公衆浴場数	入浴料金の推移（円）								直近改正
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
1	北海道	200	440		450			500		500	令和6年10月1日
2	青森県	約300	450				480			530	令和8年6月1日
3	岩手県	11	430	480						480	令和2年4月1日
4	宮城県	6	440			480			500	500	令和7年12月1日
5	秋田県	5	460							460	平成31年1月1日
6	山形県	0	300							300	平成7年4月1日
7	福島県	9	450							500	令和8年4月1日
8	茨城県	1	350							350	平成10年3月1日
9	栃木県	8	420			460				460	令和5年2月15日
10	群馬県	13	400				450			450	令和5年8月1日
11	埼玉県	30	430		450			500		550	令和8年4月1日
12	千葉県	33	430		450		500		550	550	令和8年1月30日
13	東京都	431	460		480		520	550		600	令和8年8月1日
14	神奈川県	112	470		490		530	550	570	570	令和8年3月1日
15	新潟県	24	420	440		480				480	令和5年1月1日
16	富山県	67	420		440		470	500		500	令和7年3月1日
17	石川県	61	440		460		490		500	500	令和7年5月1日
18	福井県	13	430		450		490		530	530	令和8年1月1日
19	山梨県	22	430						470	470	令和7年4月1日
20	長野県	31	400					500		500	令和6年4月1日
21	岐阜県	17	420		460		500			530	令和8年4月1日
22	静岡県	9	400		450		490		520	520	令和8年1月1日
23	愛知県	57	440			460	500		530	550	令和8年4月1日
24	三重県	11	400		440		470		500	500	令和8年1月10日
25	滋賀県	14	430		450		490			490	令和5年5月1日
26	京都府	120	430		450			510	550	550	令和7年4月1日
27	大阪府	381	440		490		520		600	600	令和7年4月1日
28	兵庫県	143	430	450		490			570	570	令和8年1月1日
29	奈良県	10	420		440		480		530	530	令和7年12月1日
30	和歌山県	26	420		440			490		490	令和6年4月1日
31	鳥取県	27	400		450				550	550	令和7年5月1日
32	島根県	1	350				430			430	令和5年5月1日
33	岡山県	11	420	430		450			480	480	令和7年8月1日
34	広島県	42	450			480			500	500	令和7年8月1日
35	山口県	16	420			450		480		480	令和7年3月1日
36	徳島県	23	400			450				450	令和5年1月1日
37	香川県	15	400				450			450	令和5年10月1日
38	愛媛県	19	400				450			500	令和8年4月1日
39	高知県	7	400				450			450	令和5年10月1日
40	福岡県	21	440		450		480		550	550	令和7年4月1日
41	佐賀県	1	280				450			450	令和6年3月1日
42	長崎県	12	350				400			400	令和5年4月1日
43	熊本県	48	400			450			550	550	令和8年2月16日
44	大分県	118	380			430				430	令和4年12月27日
45	宮崎県	9	350							450	令和8年4月1日
46	鹿児島県	245	390		420		460			460	令和5年12月25日
47	沖縄県	1	370					450	500	500	令和8年3月25日

R8. 8における料金分布

※

改正年度

以上	未満	自治体
600	650	2
550	600	9
500	550	15
450	500	16
400	450	3
350	400	1
300	350	1

合計

47

全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧（中人）

No	都道府県名	一般公衆浴場数	入浴料金の推移（円）								直近改正
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
1	北海道	200	140					150		150	令和6年10月1日
2	青森県	約300	150				170			200	令和8年6月1日
3	岩手県	11	150	170						170	令和2年4月1日
4	宮城県	6	140			160			180	180	令和7年12月1日
5	秋田県	5	130							130	
6	山形県	0	120							120	
7	福島県	9	150							150	
8	茨城県	1	130							130	
9	栃木県	8	180			200				200	令和5年2月15日
10	群馬県	13	180				200			200	令和5年8月1日
11	埼玉県	30	180							200	令和6年4月1日
12	千葉県	33	170						200	200	令和8年1月30日
13	東京都	431	180					200		200	令和6年8月1日
14	神奈川県	112	200					220	250	250	令和8年3月1日
15	新潟県	24	140			150				150	令和5年1月1日
16	富山県	67	130		140			180		180	令和7年3月1日
17	石川県	61	130						150	150	令和7年5月1日
18	福井県	13	150		160				170	170	令和8年1月1日
19	山梨県	22	170							170	
20	長野県	31	150					170		170	令和6年4月1日
21	岐阜県	17	150		160		180			180	令和5年4月1日
22	静岡県	9	160		180		200			200	令和5年10月1日
23	愛知県	57	150						180	200	令和8年4月1日
24	三重県	11	150						200	200	令和8年1月10日
25	滋賀県	14	150							150	
26	京都府	120	150					160	200	200	令和7年4月1日
27	大阪府	381	150		200					200	令和5年8月28日
28	兵庫県	143	160					180	200	200	令和8年1月1日
29	奈良県	10	150		160			200		200	令和5年10月1日
30	和歌山県	26	140		150			170		170	令和6年4月1日
31	鳥取県	27	150						200	200	令和7年5月1日
32	島根県	1	130					160		160	令和5年5月1日
33	岡山県	11	160					200		200	令和4年12月1日
34	広島県	42	200							200	令和1年11月1日
35	山口県	16	150			160		170		170	令和7年3月1日
36	徳島県	23	150							150	
37	香川県	15	150							150	
38	愛媛県	19	150							200	令和8年4月1日
39	高知県	7	150							150	
40	福岡県	21	180				200			200	令和5年4月1日
41	佐賀県	1	130				150			150	令和6年3月1日
42	長崎県	12	150							150	
43	熊本県	48	150						200	200	令和8年2月16日
44	大分県	118	150			160				160	令和4年12月27日
45	宮崎県	9	130							160	令和8年4月1日
46	鹿児島県	245	150							150	
47	沖縄県	1	170						200	200	令和8年3月25日

R8. 8における料金分布

※

改正年度

以上	未満	自治体
220	260	1
200	220	20
180	200	3
160	180	9
140	160	11
120	140	3
100	120	0

合計

47

全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧（小人）

No	都道府県名	一般公衆浴場数	入浴料金の推移（円）								直近改正
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
1	北海道	200	70					80		80	令和6年10月1日
2	青森県	約300	60				80			100	令和8年6月1日
3	岩手県	11	70	80						80	令和2年4月1日
4	宮城県	6	80			90			100	100	令和7年12月1日
5	秋田県	5	90							90	
6	山形県	0	80							80	
7	福島県	9	90							90	
8	茨城県	1	70							70	
9	栃木県	8	90			100				100	令和5年2月15日
10	群馬県	13	80				100			100	令和5年8月1日
11	埼玉県	30	70							100	令和8年4月1日
12	千葉県	33	70						100	100	令和8年1月30日
13	東京都	431	80					100		100	令和6年8月1日
14	神奈川県	112	100						130	130	令和8年3月1日
15	新潟県	24	70							70	
16	富山県	67	60					100		100	令和7年3月1日
17	石川県	61	50						70	70	令和7年5月1日
18	福井県	13	60		70				80	80	令和8年1月1日
19	山梨県	22	70							70	
20	長野県	31	70					80		80	令和6年4月1日
21	岐阜県	17	70		80		100			100	令和5年4月1日
22	静岡県	9	80		90		100			100	令和5年10月1日
23	愛知県	57	70					100		100	令和7年4月1日
24	三重県	11	70						100	100	令和8年1月10日
25	滋賀県	14	100							100	
26	京都府	120	60						100	100	令和7年4月1日
27	大阪府	381	60		100					100	令和3年8月28日
28	兵庫県	143	60			80			100	100	令和8年1月1日
29	奈良県	10	80				100			100	令和5年10月1日
30	和歌山県	26	80					100		100	令和6年4月1日
31	鳥取県	27	80						100	100	令和7年5月1日
32	島根県	1	70				90			90	令和5年5月1日
33	岡山県	11	70			100				100	令和4年12月1日
34	広島県	42	100							100	令和4年11月1日
35	山口県	16	80					90		90	令和7年3月1日
36	徳島県	23	70							70	
37	香川県	15	60							60	
38	愛媛県	19	60							100	令和8年4月1日
39	高知県	7	60							60	
40	福岡県	21	70				100			100	令和5年4月1日
41	佐賀県	1	80				100			100	令和6年3月1日
42	長崎県	12	80							80	
43	熊本県	48	80							80	
44	大分県	118	70							80	
45	宮崎県	9	60							90	令和8年4月1日
46	鹿児島県	245	80							80	
47	沖縄県	1	100							100	

R8. 8における料金分布

※ 改正年度

以上	未満	自治体
120	140	1
110	120	0
100	110	25
90	100	5
80	90	9
70	80	5
60	70	2
合計		47

全国の一般公衆浴場入浴料金分布表（R 8. 8. 1 現在）

< 大人料金 >

600 円	東京、大阪
570 円	神奈川、兵庫
550 円	埼玉、千葉、愛知、京都、鳥取、福岡、熊本
530 円	青森、岐阜、福井、奈良
520 円	静岡
500 円	北海道、宮城、福島、石川、富山、長野、三重、 広島 、愛媛、沖縄
490 円	滋賀、和歌山
480 円	岩手、新潟、岡山、山口
470 円	山梨
460 円	秋田、栃木、鹿児島
450 円	群馬、徳島、香川、高知、佐賀、宮崎
430 円	島根、大分
400 円	長崎
350 円	茨城
300 円	山形

< 中人料金 >

250 円	神奈川
200 円	青森、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、静岡、愛知、三重、京都、大阪 兵庫、奈良、鳥取、岡山、 広島 、愛媛、福岡、熊本、沖縄
180 円	宮城、富山、岐阜
170 円	岩手、福井、山梨、長野、和歌山、山口、
160 円	島根、大分、宮崎
150 円	北海道、福島、新潟、石川、滋賀、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、鹿児島
130 円	秋田、茨城
120 円	山形

< 小人料金 >

130 円	神奈川
100 円	青森、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋 賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、 広島 、愛媛、福岡、佐賀、沖縄
90 円	秋田、福島、島根、山口、宮崎
80 円	北海道、岩手、山形、福井、長野、長崎、熊本、大分、鹿児島
70 円	茨城、新潟、石川、山梨、徳島
60 円	香川、高知

広島県の一般公衆浴場の施設数及び利用者数の推移

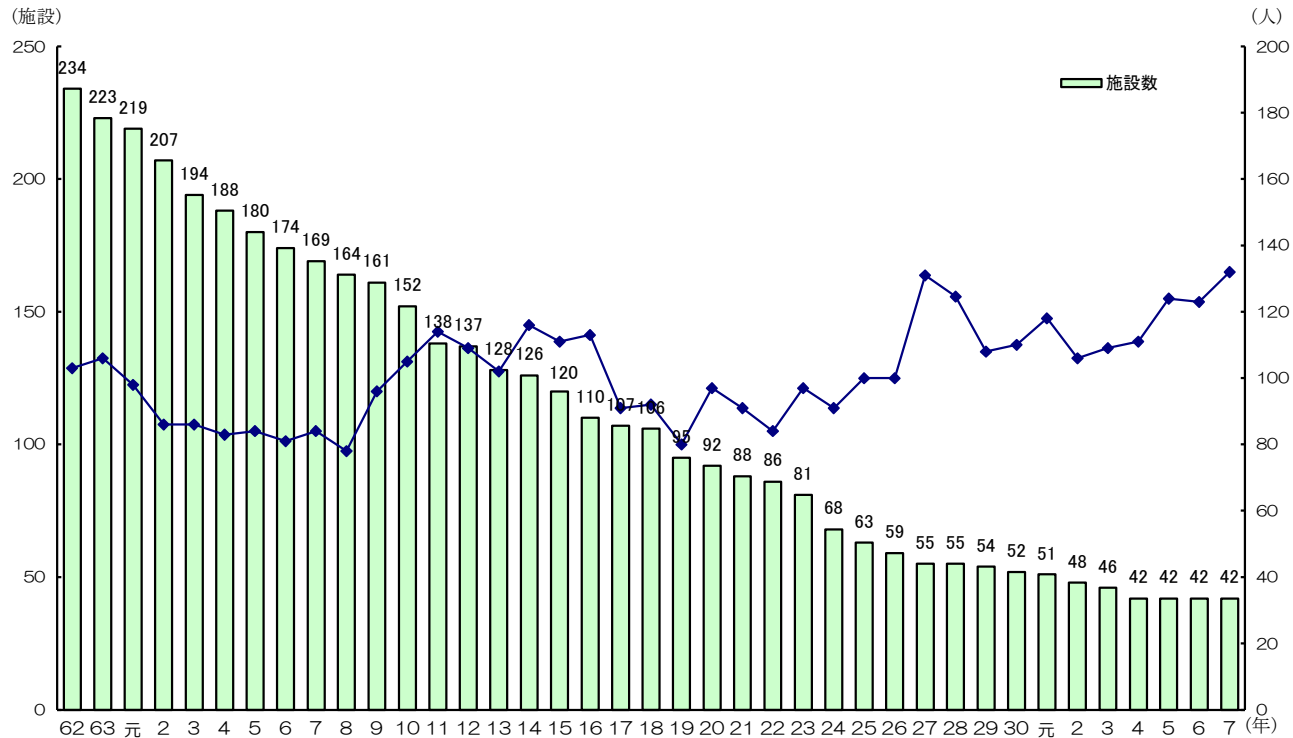
1 市町別一般公衆浴場数

(令和8年3月31日現在)(単位:施設)

総計	浴場数	6	
		政令市計	浴場数
県計	42	広島市	17
	1	呉市	10
		福山市	6
		事務移譲市町計	8
		竹原市	1
		尾道市	4
		府中市	2
		廿日市市	1

食品生活衛生課	坂町	1
---------	----	---

2 一般公衆浴場数及び利用者数の推移



年	昭和		平成																														令和						
	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
施設数	234	223	219	207	194	188	180	174	169	164	161	152	138	137	128	126	120	110	107	106	95	92	88	86	81	68	63	59	55	55	54	52	51	48	46	42	42	42	42
平均入浴人員(人)	103	106	98	86	86	83	84	81	84	78	96	105	114	109	102	116	111	113	91	92	80	97	91	84	97	91	100	100	131	125	108	110	118	106	109	111	124	123	132

(注) 1 施設数は、平成8年度以前については年末現在、平成9年度以後は年度末現在の数値。
2 平均入浴人員は、公衆浴場経営状況調査(自計調査)による。
3 平均入浴人員は、1施設1日当たりの人数。
4 政令市(広島市、呉市、福山市)及び事務移譲市町を含む。

一般公衆浴場に対する広島県の助成制度

(単位：千円)

区 分	制 度 の 概 要	令和 8 年度 予算額	創設 年度
利子補給費 補助	(株)日本金融公庫設備資金利子補助（浴場へ直接補助） 補助率 支払利子の 1/3 相当額 期 間 返済が終了するまで（ただし、千円未満に達した時点で補助対象外） 限度額 100 万円以下（ただし、年間の 1 日当たり平均入浴人員が 350 人を超えた施設は補助対象外）	418	S48
設 備 改 善 補助	設備改善補助（市町への補助） 対象設備 給湯用ボイラー、ろ過機、温水器、煙突、配管設備、浴室タイル、空調設備、バーナー、熱交換器 補 助 率 市町村が補助した額の 1/2 県限度額 ボイラー 一般式（55 万円）、 真空式（73 万円）、 ろ過機（20 万円）、 温水器（14 万円）、 煙突 鉄筋コンクリート製（46 万円）、 ステンレス製（15 万円）、 鉄製（33 万円） 配管設備（45 万円）、 浴室タイル（26 万円）、 空調設備（18 万円）、 バーナー（20 万 3 千円）、 熱交換器（24 万円）、 条 件 年間の 1 日当たり平均入浴人員が 350 人を超えた施設は補助対象外。	3,433	S50
そ の 他	公衆浴場業生活衛生同業組合設備改善資金貸付け事業への原資補助（組合への補助） 貸付対象 組合員 対象設備 一般公衆浴場の改善、補修又は新設に必要な設備 貸付限度額 1 組合員当たり 200 万円 貸付利率 年 3 % 償還期間 50 ヶ月以内	原資 （交付済） 30,000	S47

1 公衆浴場施設整備資金利子補給の状況

年度	施設数 (件数)	補助金額
令和7年度	4 (5)	450,750
令和6年度	4 (4)	342,264
令和5年度	3 (3)	248,831
令和4年度	4 (4)	421,299
令和3年度	4 (6)	457,767
令和2年度	4 (6)	493,751

(注) 政令市（広島市、呉市、福山市）及び事務移譲市町を含む。

2 公衆浴場設備改善補助金交付状況

年度	件数 (計)	補助金額 (円)	対象品目	(件)
令和7年度	13	4,093,000	配管設備	3
			空調設備	1
			ろ過機	3
			給湯用ボイラー (一般式)	2
			温水器	1
			浴室タイル	2
			バーナー	1
令和6年度	10	3,261,241	配管設備	4
			空調設備	2
			給湯用ボイラー (一般式)	3
			浴室タイル	1
令和5年度	8	1,680,000	配管設備	1
			空調設備	2
			ろ過機	2
			熱交換器	1
			給湯用ボイラー (一般式)	1
			温水器	1
令和4年度	2	246,000	配管設備	1
			空調設備	1
令和3年度	1	41,250	空調設備	1
令和2年度	9	2,161,368	給湯用ボイラー (一般式)	4
			配管設備	1
			空調設備	4
令和元年度	9	2,383,080	給湯用ボイラー (一般式)	2
			給湯用ボイラー (真空式)	1
			配管設備	3
			空調設備	1
			熱交換器	1
			バーナー	1
平成30年度	14	4,301,057	給湯用ボイラー (一般式)	2
			給湯用ボイラー (真空式)	3
			煙突 (ステンレス)	1
			煙突 (鉄製)	1
			配管設備	1
			浴室タイル	1
			空調設備	3
			熱交換器	2

(注) 政令市（広島市、呉市、福山市）及び事務移譲市町を含む。

関 係 法 令 等 集

- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）
- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（抄）
- 広島県生活衛生適正化審議会条例
- 物価統制令（抄）
- 物価統制令施行令（抄）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）
- 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（抄）
- 公衆浴場の入浴料金の統制額の指定について

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）

（昭和32年6月3日法律第164号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第5章 審議会等

第58条 都道府県は、第64条第1項の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事が行うこととされたときは、当該事務に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）を置くものとする。

2 厚生労働大臣は、第9条第1項、第55条若しくは第57条の12第1項の認可に関する処分、第9条第4項の基準の設定、第11条第1項（第56条及び前条において準用する場合を含む。）若しくは第57条第1項の規定による命令、第11条第1項若しくは第2項（これらを第56条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し、第56条の2第1項の規定による振興指針の設定又は第56条の6第1項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

3 前項の規定は、都道府県知事が第64条第1項の規定により行うこととされた前項に規定する処分をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「厚生科学審議会」とあるのは、「都道府県生活衛生適正化審議会」と読み替えるものとする。

4 都道府県生活衛生適正化審議会は、関係各行政機関及び厚生科学審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。

第59条 前条に定めるもののほか、都道府県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(抄)

(昭和32年8月31日政令第279号)

(都道府県生活衛生適正化審議会)

第7条 法第59条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第58条第2項に規定する都道府県生活衛生適正化審議会（次号において「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）の構成員は、都道府県知事が次のイからハまでに掲げる者のうちから任命するものとする。

イ 学識経験のある者

ロ 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

ハ 利用者又は消費者の意見を代表する者

二 都道府県生活衛生適正化審議会の構成員のうち、前号ロ及びハに掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。

(都道府県が処理する事務)

第9条 法第9条第1項、第11条及び第12条（これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。）、第14条の2第1項及び第3項、第14条の10第1項、第14条の12（法第52条の10第1項において準用する場合を含む。）、第24条第1項並びに第28条第3項及び第5項（これらを法第52条の10第1項において準用する場合を含む。）、第42条（法第38条第5項、第49条第6項、第52条及び第52条の10第1項において準用する場合を含む。）、第50条第2項、第52条の2及び第52条の3（これらを法第52条の10第1項において準用する場合を含む。）、第52条の4第1項、第52条の7第3項、第56条の3第1項及び第4項、第56条の6第1項並びに第60条第1項、第4項及び第5項並びに第6条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第9条第1項、第11条及び第12条（これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。）、第14条の10第1項、第14条の12並びに第56条の6第1項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第7号及び第8号に掲げる業種に係るもの、法第52条の2及び第52条の3に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第60条第1項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものを除く。

2 前項の場合においては、法第9条第3項及び第5項（法第14条の10第3項において準用する場合を含む。）、第13条第1項から第3項まで（これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。）、第14条の10第2項、第24条第2項（法第52条の10第1項において準用する場合を含む。）並びに第56条の6第2項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第56条の3第5項の規定は、適用しない。

3 第1項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

- 4 都道府県知事は、第1項本文の規定に基づき、法第56条の3第1項の規定により振興計画の認定をしたとき、第6条第1項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第2項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

○広島県生活衛生適正化審議会条例

(平成12年3月27日条例第8号)

(趣旨)

第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定に基づき広島県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 生活衛生関係営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者

3 前項第2号及び第3号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第7条第2項の規定により同数とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき又は会長がやむを得ない理由によりその職務を行うことができないときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、退任するものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌する事務について、部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 審議会の部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。
- 5 第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第1項、第3項及び第4項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(広島県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例の効力)

- 2 この条例及び広島県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例(平成12年広島県条例第46号。以下「第46号条例」という。)による広島県環境衛生適正化審議会条例の改正については、同条例は、この条例によってまず改正され、次いで第46号条例によって改正されるものとする。

附 則 (平成12年12月21日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に広島県環境衛生適正化審議会の委員である者は、この条例の施行の日この条例による改正後の広島県生活衛生適正化審議会条例第1条の規定に基づき設置された広島県生活衛生適正化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、その者の広島県環境衛生適正化審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成20年3月25日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○物価統制令（抄）

（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（抄）

（昭和27年7月31日政令第319号）

（都道府県が処理する事務等）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

一 令第3条第1項但書の規定による許可

ニ 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

3 第1項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附 則

4 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第373号）の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日厚生省令第38号)

物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者一人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

(昭和30年3月厚生省告示第58号の廃止)

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号「公衆浴場入浴料金指定」は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和32年10月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月9日厚生省令第21号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日厚生省令第57号)抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）

（昭和３８年８月１２日環発第３３５号）
（各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通達）

標記については、昭和３８年８月９日厚生省発環第１１３号厚生事務次官依命通達により指示したところであるが、公衆浴場入浴料金の最高統制額を改定しようとする場合には、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期されたい。（以下略）

記

- 1 公衆浴場入浴料金最高統制額を改定しようとする場合は、おおむね別紙（１）「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行うこと。
- 2 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙（２）「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

別紙（１）

公衆浴場経営実態調査要綱

- 1 この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。
- 2 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。
- 3 支出についての調査項目は、おおむね別表に記載の事項とし、収入についての調査は、入浴者数の実測調査によるものとする。
- 4 調査の客体数は、都道府県における最高統制額によっている浴場のおおむね２割以上とし、できる限り平均的な規模の施設を抽出するよう努めること。
- 5 調査の時期は、都道府県の実情によるが、年間を通じた平均的な営業実態を把握しうるように必要な考慮を払うこと。

別表 略

別紙（２）

公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領

- 1 都道府県知事が入浴料金の改定について意見を聞くためのものとし、その名称及び設置の手續きは都道府県の実情に応じて定めるものとする。
- 2 委員は１２名程度とし、その構成は次のとおりとする。
 - （１）関係吏員（衛生及び経済主管部関係吏員）
 - （２）有識者（経営、保健衛生の専門家等）
 - （３）住民代表（例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であって、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者）
 - （４）業者代表（公衆浴場を経営している者）

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）

（昭和三十八年八月九日）

（発環第一一三号）

（各都道府県知事あて厚生事務次官通達）

標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」（昭和三十二年九月一三日厚生省発衛第四一一号各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達）をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廃止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によつて通達する。

なお具体的事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 一 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 二 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

○公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（抄）

（昭和56年6月9日法律第68号）

（目的）

第1条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

（活用についての配慮等）

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

（貸付けについての配慮）

第5条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たって、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たっては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

（助成等についての配慮）

第6条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和57年4月1日から施行する。（中略）

附 則（平成19年5月25日法律第58号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日施行する。（以下略）

○公衆浴場の入浴料金の統制額の指定について

(昭和四十八年十一月一四日)

(環衛第二三三号)

(各都道府県公衆浴場主管部(局)長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)

標記については、昭和四十八年十一月十四日環衛第二三二号をもつて環境衛生局長より貴都道府県知事あて通知したところであるが、今回の公衆浴場経営実態調査要綱の改正内容及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定(以下単に「指定」という。)に関して留意すべき主な事項は、左記のとおりであるので、これが円滑な実施に格段の配意をお願いします。

おつて、前記環境衛生局長通知及びこの通知に則して、公衆浴場入浴料金の統制額の最初の改定を行つた場合には、その算定に関する諸資料を付して当課あて報告されたい。

記

第一 公衆浴場経営実態調査要綱の改正内容

今回の改正は、公衆浴場経営の実態の変化等にかんがみ、支出調査項目を次のように拡大するとともに、所要の整理をしたものであること。

- 1 人件費の項目に事業主の人件費も含めること。
- 2 資本報酬及び支払利子を支出調査項目とすること。
- 3 公租公課の項目には、公衆浴場経営にかかるすべての公租公課を含めること。
- 4 建物再調達費を支出調査項目とすること。

第二 指定に関して留意すべき事項

1 公衆浴場経営実態調査の対象公衆浴場

指定の基礎として行われる公衆浴場経営実態調査の対象とする公衆浴場の規模の基準については、公衆浴場の確保がとくに必要である等特別な事情がある場合には、平均的な水準を若干下回る水準としても差し支えないこと。

2 資本報酬等の算定

指定の際見込む資本報酬については、他の公益事業等との均衡等から自己資本の一〇%程度として算定することが適当であること。また、支払利子は、施設設備資金等直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子にかぎり、実態を基礎にして算定すること。

3 営業費用の算定

- (1) 指定の際見込む営業費用の項目は、おおむね(3)に掲げるとおりであり、その算定にあつては、各項目ごとに、当該算定対象期間内において予測される物価及び人件費水準並びに公衆浴場入浴者数等の社会的経済的要因の変動を考慮して行うこと。

この場合、算定対象期間は、原則として一年間とすることが適当であること。

- (2) 用水費、燃料費等営業費用の中で標準化が可能なものについては、実態との調整に配慮しつつ、できるだけ標準化して算定すること。
- (3) 営業費用の算定にあたり留意すべき事項はおおむね次のとおりであること。

ア 人件費

- (ア) 人件費には、事業主の給与相当額(法人経営の場合は、従業員を兼務する役員で当該法人を代表する者の給与を含む。)及び従業員(家族専従者を含む。)の給与のほか、臨時の非常勤従業員の給与、従業員の退職給与金等を含むこと。
- (イ) 人件費の算定に必要となる従業員数(事業主を含む。)については、昭和四十六年の厚生省の浴場業実態調査結果によつて標準化すれば次の表のとおりであること。ただし、この標準人員数と実態人員数との間に著しい開差がある場合には、さしあたり実態人員数を用いることはやむを得ないこと。

一日当たり入浴者数	標準人員	一日当たり入浴者数	標準人員
一〇〇人未満	二・〇〇人	三〇〇人以上三五〇人未満	三・九七人
一〇〇人以上一五〇人未満	二・二二	三五〇〃 四〇〇〃	四・四〇
一五〇〃 二〇〇〃	二・六六	四〇〇〃 四五〇〃	四・八四
二〇〇〃 二五〇〃	三・〇九	四五〇〃	五・〇六
二五〇〃 三〇〇〃	三・五三		

- (ウ) 人件費の算定に必要となる人件費水準については、単に従前の公衆浴場従業者の人件費の推移のみならず、類似の職種における水準との格差の縮小に努めるよう配慮すること。なお、この際参考となるものには、当該地域の一般中小企業における人件費水準、毎月勤労統計、春期賃上げ状況等があること。

イ 用水費

上水道使用料及び下水道使用料とすること。

ウ 燃料費

重油その他の燃料(営業用自動車、湯屋暖房等に必要な燃料を含む。)の購入費とすること。

エ 光熱費

電気使用料とすること。

オ 消耗品費

燃料費及び修繕費に含まれない消耗品(原材料及び清掃、照明等の業務用消耗器材器具を含む。)の購入費とすること。

カ 修繕費

公衆浴場業に供する施設(土地、建物等)及び設備を通常の状態において保守し、維持するために必要な修繕料とすること。したがつて、修繕のための原材料購入費を含み、資産の帳簿価額の増加の原因となるような大修繕のための費用は除かれること。

キ 賃借料

公衆浴場業に必要な借地料、借家料等とすること。

ク 備品費

公衆浴場業の用に供する施設に付帯する設備備品及び営業用自動車以外の什器備品の購入費とすること。

ケ 保険料等

公衆浴場業の用に供する施設の火災保険料等とすること。

コ 旅費及び交通費

公的機関に対する業務連絡、関係団体の行う会合への出席等に必要な旅費及び交通費とすること。

サ 会費及び交際費

公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場の経営のために直接必要と認められる交際費とすること。

シ 減価償却費

公衆浴場業の用に供する事業用固定資産であって当該算定対象期間を通じて保有し、又は当該期間中に増加すると予測されるものの取得価額又は帳簿価額について行う減価償却費とすること。この場合、減価償却は、定額法により行うものとし、減価償却資産の残存価格及び耐用年数は税法関係法令に定めるところによること。

ス 公租公課

公衆浴場経営にかかるすべての公租公課とすること。したがって、事業主の給与相当額にかかる所得税、都道府県民税及び市町村民税は除かれるものであること。

セ その他の諸経費

以上の営業費用以外の公衆浴場経営に必要な事務及び業務のための経費(広告料、保管料等)とすること。

4 建物再調達費の算定

指定の際見込む建物再調達費は、当面、貸借対照表の資産の部に計上される前期末における建物(その従物を含む。)の帳簿価格の五%程度として算定することが適当であること。